

三浦市パートナーシップ宣誓制度 ガイドブック



三 浦 市

目 次

1	パートナーシップ宣誓をお考えの方たちへ	p 2
2	宣誓をできる方	p 3
3	宣誓から宣誓証明書交付までの流れ	p 4～p 5
4	宣誓時に必要な書類	p 6
5	宣誓後について	p 7
6	お引越し先でのご利用（自治体間相互利用）について	p 8～p 9
7	Q&A	p 10～p 13
8	参考資料	
	(1)三浦市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	p 14～p 15
	(2)パートナーシップ宣誓書・三浦市パートナーシップ宣誓証明書	p 16～p 17
	(3)パートナーシップの宣誓にあたっての確認書	p 18

1 パートナーシップ宣誓をお考えの方たちへ

三浦市は、戸籍上の性別にかかわらず、誰もが自らの人権を尊重され、多様性を認め合える平等な社会の実現を目指しています。

この理念に基づき、令和3年1月1日からパートナーシップ宣誓制度を始めました。この制度は、パートナー関係にある二人がその自由な意思によりパートナーシップ宣誓を行い、宣誓したことを市が公に証明し、宣誓証明書を発行するというものです。

ただ、法律上の婚姻とは異なるため、法律上の効果が生じるものではありません。

しかし、制度の導入により、性的少数者や事実婚カップルの方々の生きづらさや困りごと等の負担を軽減することができます。

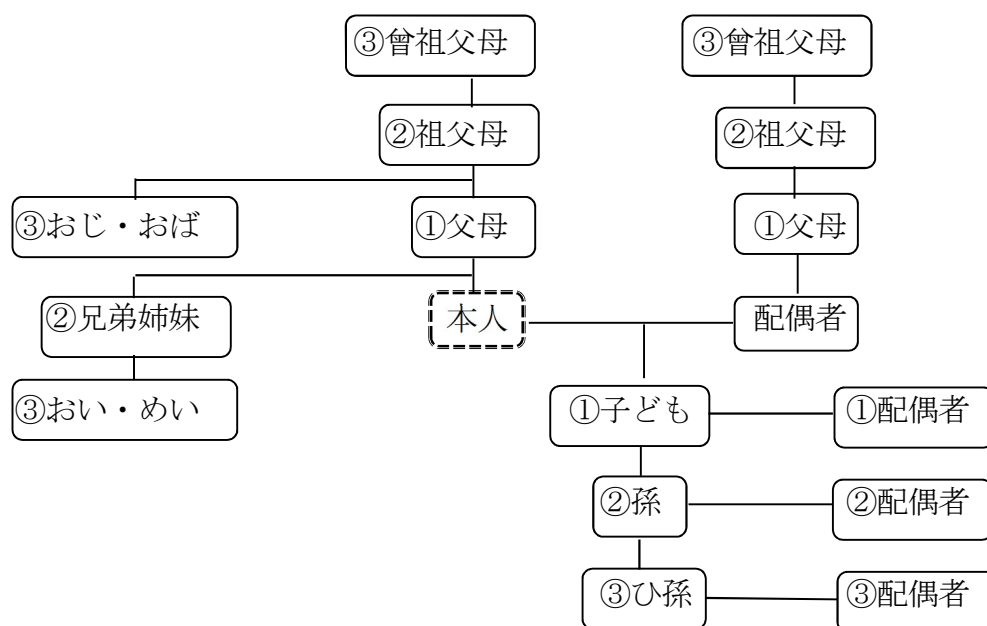
さらに、性の多様性への認知を広め、社会的理解を進めることができ、これまで以上に一人ひとりの人権をお互いが尊重し合う社会になることが期待されます。

2 宣誓をできる方

パートナーシップ宣誓制度を利用できる方は、以下の項目（要件）すべてに該当する方です。

- (1) 民法で定める成年であること。
 - ・18歳以上の方。
- (2) 二人とも三浦市内に住所を有していること。または、一人が三浦市内に住所を有し、かつもう一人が三浦市内への転入を予定していること。
 - ・二人が同住所でなくても可能です。
 - ・転入予定の場合は、宣誓書に転入予定日（概ね3ヶ月以内）をご記入ください。また、転入することがわかる書類の提出が必要です。
- (3) 配偶者がいないこと、及び宣誓しようとする相手方以外の方とパートナーシップがないこと。
 - ・他の自治体で過去にパートナーシップ宣誓等を行っている方で、既に解消（返還）をされている方は除きます。
- (4) 当事者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族をいう）でないこと（パートナーシップにある方が養子縁組をしている場合を除く）。

【三親等の範囲】



3 宣誓から宣誓証明書交付までの流れ

- (1) お二人が宣誓できる要件に該当するか、ご確認ください。
 - ・宣誓できる方は、3ページの要件すべてに該当するお二人です。
- (2) 電話またはメールで宣誓日時の予約をお願いします。
 - ・3ページの要件に該当し、宣誓をご希望の場合は、市民サービス課お客様センター宛に電話またはメールにて宣誓希望日時（宣誓書提出希望日時）の予約をお願いします。
 - ・宣誓日時・場所の調整のほか、必要書類等の確認をします。
 - ・宣誓希望日の5日前（土日、祝日、年末年始を除く）までに予約してください。
 - ・郵送等での宣誓書は、受け付けません。
 - ・宣誓するお二人のほかに同席する方がいる場合は、予約の際にお伝えください。
 - ・宣誓時に宣誓場所にご病気等でお一人でしか来られない場合は、予約の際にご相談ください。

【宣誓日時】 原則として、月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）
9時から16時まで

【宣誓場所】 三浦市役所内会議室等

【予約連絡先】 三浦市市民部市民サービス課お客様センター
電話番号 046-882-1111 内線 319（平日 8時30分～17時15分）
メール shiminkyodo0302@city.miura.kanagawa.jp
※宣誓希望日の5日前（土日、祝日、年末年始を除く）まで

- (3) 宣誓日当日までに必要書類を準備してください。
 - ・必要書類は、6ページをご確認ください。
 - ・宣誓に必要な書類の交付手数料は、ご自身の負担となります。
- (4) 予約した日時にお二人揃って指定の場所にお越しください。
 - ・必要書類をご持参ください。
 - ・本人確認書類による本人確認、必要書類の確認、対象要件を満たしているかを確認します。
 - ・書類に不備や不足がある場合は、宣誓を延期する場合があります。
 - ・市職員の前でパートナーシップ宣誓書に自署していただきます。

(5) パートナーシップ宣誓証明書の交付

- 要件を満たしていることが確認できた場合、パートナーシップ宣誓証明書に宣誓書の写しを添付し、宣誓者へ交付します。
- 書類の不備等がない場合を除いて原則即日交付します。
- 性別違和など、特別な理由があると認められる場合は、証明書において通称名を使用することができます。
- 通称名を使用する場合は、その通称名が日常的に使用していることがわかる書類（社員証や通称名で届いた郵便物等）の写しを提出してください。この場合、宣誓証明書の裏面にある特記事項に戸籍上の氏名を表示します。
- 宣誓から宣誓証明書の交付まで約1時間を予定しておりますので、お時間に余裕を持ってお越しください。
- 交付する宣誓証明書は、カードサイズ（縦54 mm×横86 mm）です。

4 宣誓時に必要な書類

(1) パートナーシップ宣誓書

(2) パートナーシップの宣誓にあたっての確認書

※ (1) 及び (2) は市民サービス課お客様センターの窓口にあります。
宣誓書への記入は、宣誓される当日に市役所で記入していただきます。

(3) 住民票の写し

- ・ 3ヶ月以内に発行された住民票の写しをお一人1通ずつお持ちください。
- ・ お二人が同一世帯の場合は、お二人分の情報が記載されていれば1通で結構です。
- ・ 本籍地の記載は不要です。

(4) 独身証明書その他これに類する書類（戸籍抄本など）

- ・ 3ヶ月以内に発行された独身証明書等をお一人1通ずつお持ちください。
- ・ 独身証明書や戸籍抄本は、本籍地の市町村で取得できます。
- ・ 外国籍の方の場合は、配偶者がいないことを確認できる書類（大使館等公的機関が発行するもの）に日本語の翻訳を添えて提出してください。

(5) 本人確認ができる書類

- ・ 個人番号カード、旅券、運転免許証、在留カード、官公署が発行した免許証など、本人の顔写真が貼付されたものをお持ちください。
- ・ 有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります。
- ・ 顔写真付きの証明書を持っていない場合は、健康保険証と年金手帳など、2種類の確認書類が必要です。詳しくは予約の際に、ご確認ください。

(6) 転入予定であることが確認できるもの（概ね3ヶ月以内に転入を予定している方）

- ・ 宣誓する日において、市外に在住しており、概ね3ヶ月以内に転入を予定している方は、賃貸借契約書等の転入予定であることが確認できる書類（写し可）をお持ちください。
- ・ なお転入が完了しましたら、転入後に発行された住民票の写しをご提出ください。

(7) 通称名がわかるもの（通称名を使用する場合）

- ・ 通称名を使用する場合は、その通称名が日常的に使用していることが分かるもの（社員証や通称名で届いた郵便物等）をお持ちください。この場合、宣誓証明書の裏面にある特記事項欄に戸籍上の氏名を表示します。

※必要に応じて、上記以外の書類の提出を求められることがあります。

5 宣誓後について

(1) パートナーシップ宣誓証明書の交付

- ・パートナーシップ宣誓をされたことを証する宣誓証明書をお二人それぞれに交付します。

(2) 宣誓証明書の再交付

※再交付をご希望の方は、希望日の5日前（土日、祝日、年末年始を除く）までに市民サービス課お客様センターへ電話またはメールにて連絡をお願いします。

- ・宣誓証明書の紛失やき損、汚損、氏名変更などの事情により再交付を希望される場合には、再交付申請書に基づき、再交付します。
- ・再交付申請にあたっては、本人確認ができる書類（運転免許証など）をご持参ください。
- ・氏名変更された場合には、変更後の事項を確認できるものをご提出ください。
- ・市内転居した場合は、再交付の対象になりません。

(3) 宣誓証明書の返還

※返還される方は、希望日の5日前（土日、祝日、年末年始を除く）までに市民サービス課お客様センターへ電話またはメールにて連絡をお願いします。

- ・次のいずれかに該当する場合は、交付された宣誓証明書を返還する必要があります。
 - ①パートナーシップの解消
 - ②一方または双方が市外に転出した場合（※特例あり）
 - ③いずれか一方が婚姻し、または他の者とパートナーシップを結んだ場合
- ・パートナーの方がお亡くなりになった場合は、返還する必要はありません。（新たにパートナーシップ宣誓をする場合には返還していただきます。）
- ・返還にあたっては、返還届出書を提出していただくほか、本人確認ができる書類（運転免許証など）を持参してください。

※特例：下記の場合は、宣誓証明書の返還の必要はありません。

- ・宣誓者の一方が、転勤または親族の疾病、介護などのやむを得ない事情で一時的に市外や国外に移動する場合
- ・本市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定（8ページで説明）を締結している自治体へ転出する場合で、「パートナーシップ宣誓証明書継続使用届出書」を提出した場合

6 お引越し先でのご利用（自治体間相互利用）について

パートナーシップ宣誓制度を実施している横須賀市、鎌倉市、逗子市、葉山町と協定を締結し、四市一町の間で同制度を利用している方が住所を異動した際に、新たに宣誓をすることなく宣誓証明書を継続して使用できることとしました。

今後、協定を締結する自治体が増えた場合は、さらに利用が広がります。

(1) 手続き及び必要書類について

- ・協定締結市町（横須賀市、鎌倉市、逗子市、葉山町）へ転出される場合は、パートナーシップ宣誓証明書継続使用届出書を転出前自治体（三浦市市民サービス課お客様センター）へ提出してください。
- ・その際、双方のパートナーシップ宣誓証明書、及び本人確認ができる書類（運転免許証など）を持参してください。
- ・宣誓をしたお二人が揃って協定締結市町へ転出する場合のみ、継続使用の届出が必要になります。
- ・転出しても継続使用を望まない場合は、継続使用届出書のご提出は必要ありません。返還届を提出し、宣誓証明書のご返還をお願いします。

※継続使用届出書の提出を希望される方は、希望日の5日前（土日、祝日、年末年始を除く）までに市民サービス課お客様センターへ電話またはメールにて連絡をお願いします。

(2) 一時的な転出の場合について

- ・転勤や親族の疾病、介護等に伴う一時的な転出の場合は、継続使用の届出の必要はありません。

(3) 個人情報の取扱いについて

- ・転出前自治体で提出された、パートナーシップ宣誓証明書継続使用届出書及び本人確認書類の写し等の宣誓者情報を転出先自治体へ送付する際は、宣誓者のプライバシーに十分配慮します。

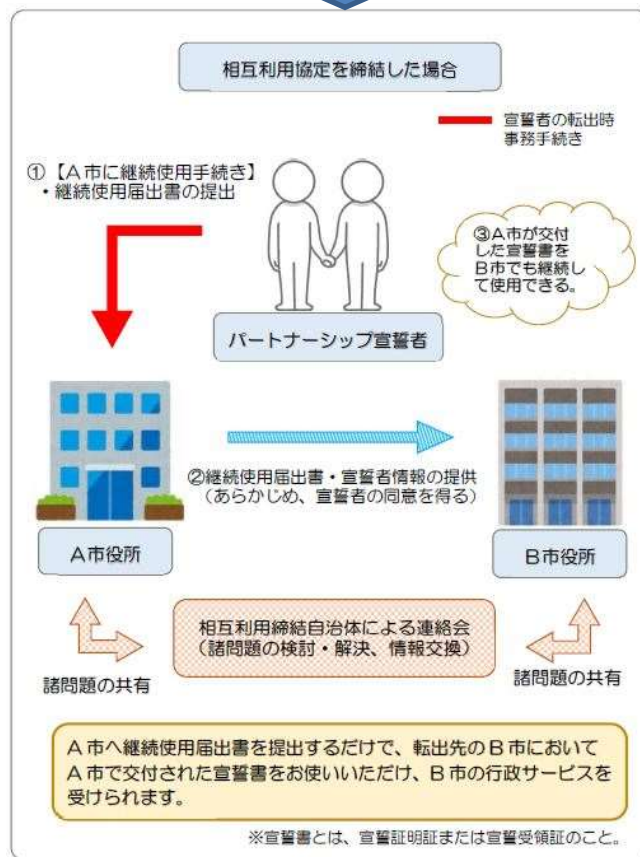
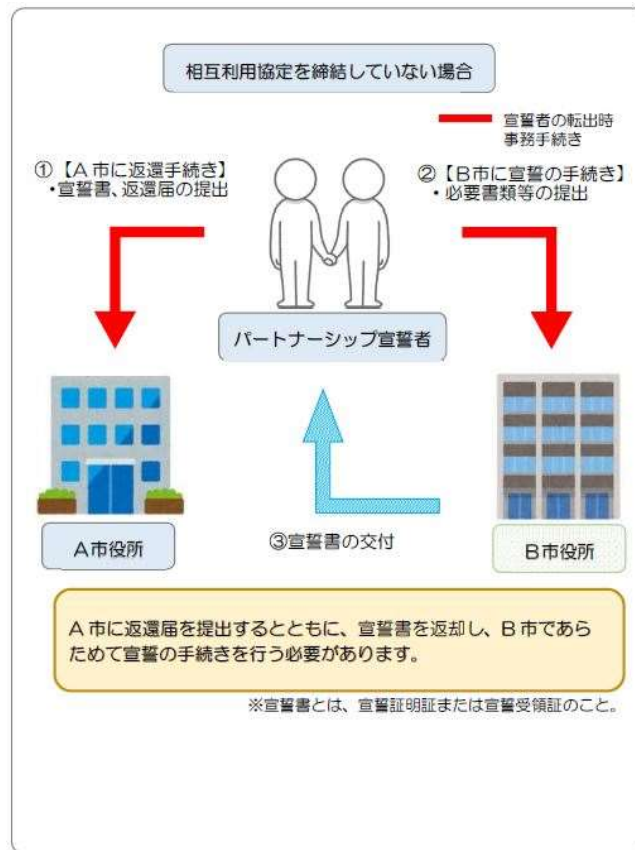
(4) 交付条件が異なる自治体との相互利用について

- ・横須賀市、鎌倉市、逗子市、葉山町、三浦市で導入しているパートナーシップ宣誓制度は交付条件がほぼ一致していますが、今後上記四市一町とは異なる交付条件で制度を開始する自治体もあると考えられます。この場合、宣誓は交付自治体の条件が適用され、行政サービスは転出先自治体の制度が適用されます。

(5) 宣誓証明書の再交付について

- ・転出後、宣誓証明書の再交付を申請する際は、現住所地の自治体に申請し、再交付となります。

《イラスト図》 A市でパートナーシップ宣誓をしたカップルがB市へ転出した場合



7 Q & A

Q 1 婚姻制度と三浦市パートナーシップ宣誓制度との違いは何ですか？

A 婚姻は法律行為であり、法に定める婚姻を行うと扶養義務や相続権など、さまざまな法律上の権利や義務が発生します。

一方、三浦市が行うパートナーシップ宣誓制度は、市の内部規定である要綱により実施される制度で、法的な権利や義務の付与を伴うものではありません。

Q 2 法的な権利や義務を伴うものではないのに実施する理由は何ですか？

A この制度の導入により、性的少数者や事実婚カップルの方々の生きづらさや困りごと等の負担を軽減し、性の多様性に対する社会的理解を進めることで、これまで以上に一人ひとりの人権をお互いが尊重し合う社会の実現を図ることを目的に実施するものです。

Q 3 パートナーシップ宣誓をすると、戸籍や住民票にも記載されますか？

A 三浦市の内部規定により実施される制度であることから、パートナーシップ宣誓をしても戸籍や住民票に記載されることはありません。

Q 4 養子縁組をしています、宣誓できますか？

A パートナーシップにある方がやむを得ない事情で養子縁組をした場合は、宣誓できます。

Q 5 パートナーシップの宣誓は、同性カップルしかできないのですか？

A 同性カップルに限らず、事実婚やトランスジェンダー（体の性別と心の性別が異なる人やそのことに違和感を覚えている人のこと）の方々など異性間のカップルであっても、宣誓できます。

Q 6 三浦市民でないと宣誓できないのですか？

A 双方が市内に住所を有しているか、一方が市内に住所を有し、他の一方が概ね3か月以内に市内への転居を予定している場合は、宣誓できます。

転入予定の場合は、概ね3か月以内に転入することが分かる書類の提出が必要です。

Q 7 同居していないと宣誓できませんか？

A 同居している必要はありませんが、お互いをその人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した関係であることが必要です。

Q8 「成年」とは何歳以上ですか？

A 18歳以上です。民法の改正により、令和4年4月1日以降は18歳以上となりました。

Q9 パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか？

A 宣誓書の提出や宣誓証明書の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に提出していただく住民票の写しや独身証明書等の必要書類の交付手数料は自己負担となります。

Q10 宣誓証明書は即日交付されますか？

A 書類の不備等がない場合を除いて、原則即日交付します。なお、即日交付する場合でも、内容確認等を含め1時間程度のお時間を要しますので、ご了承ください。

Q11 郵送でのパートナーシップ宣誓はできますか？

A 郵送での宣誓は行っておりません。

Q12 第三者に代理で宣誓してもらうことはできますか？

A 代理人による宣誓はできません。本人確認とお二人の意思を確認のうえ、パートナーシップ宣誓書に署名をいただくため、事前に予約をしていただいた後、予約日時に指定場所へお二人揃ってお越しください。

なお、ご事情により必要書類への記入が難しい場合は代筆者による記入を認めています。

また万が一、予約時に来られなくなった場合は、事前にご連絡ください。

Q13 なぜ住民票などを提出する必要があるのですか？

A パートナーシップの宣誓の要件である、双方に配偶者がいないことや居住地を確認するためです。

Q14 顔写真付きの本人確認書類がないのですが、どうしたらよいですか？

A 個人番号カード、旅券、運転免許証など、本人の顔写真付きの証明書を持っていない場合は、健康保険証と年金手帳など、2種類の確認書類が必要です。2種類の確認書類として、次を参考にしてください。

(例) 2種類の本人確認書類が必要なもの

※組み合わせは、次の(ア+イ)または(ア+ア)の2点でのみです。

<ア>・健康保険の被保険者証

・年金手帳

・年金証書

・住民基本台帳カード(写真なし)

<イ> ・会社の写真付き身分証明書

・写真付き学生証

・指定されたもの以外の公の機関発行の写真付き資格証明書など

なお、本人の顔写真付き証明書で1種類で足りる例は、次のとおりです。

・個人番号カード

・旅券

・運転免許証

・在留カード

・住民基本台帳カード（写真付きのみ）

・船員手帳

・海技免状

・電気工事士免状

・身体障害者手帳

・療育手帳

・官公署等職員の身分証明書で写真付きのもの

Q15 通称名は使用できますか？

A 性別違和などにより、日常的に通称名を使用している方は通称名で宣誓できます。通称名を使用する場合は、宣誓日にその通称名が日常的に使用していることが分かるもの（社員証や通称名で届いた郵便物等）をお持ちください。

また通称名を使用する場合、宣誓証明書の裏面にある特記事項欄に戸籍上の氏名を表示します。

Q16 制度利用に際し、プライバシーは守られますか？

A 宣誓の際はプライバシー保護のため、原則として個室で対応します。提出された書類や記載されている内容の個人情報の取扱いには十分配慮します。

パートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結している自治体間で転居した場合の書類の送付については、メールの場合はパスワード設定を行い、郵送の場合は配達証明を利用します。

Q17 市外に転出する場合、宣誓証明書は返還する必要がありますか？

A 一方又は双方が市外に転出した場合は、返還の必要があります。ただし、横須賀市、鎌倉市、逗子市、葉山町と締結しているパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定に基づき、四市一町間でお二人が同一区域に住所を異動する場合は、転出時に継続使用届出書の提出で、転入先自治体で新たな宣誓を行うことなく、既に交付済みの宣誓証明書等が継続使用できます。

Q18 宣誓書は何年間保存されますか？

A パートナーシップ関係が継続中は保存されます。返還（解消）手続きがされた場合は、手続き後3年間保管のうえ廃棄します。

Q19 宣誓証明書の交付を受けると、どのようなサービスを受けられますか？

A 新たに利用できるサービスとして、行政では、県営住宅（世帯向け住宅）の入居申込のほか、申請により市の規程による災害見舞金（弔慰金）の支給を受けることができるようになりました。

また、既に一部では、携帯電話の家族割といった同性パートナーなどでも利用可能な民間サービスがあります。今後、事業者等の理解が広がり、様々なサービスに波及することが期待されます。

なお、本制度導入以前から、三浦市立病院では、患者さんのキーパーソンであれば、宣誓証明書の交付がなくても、手術の同意書等へのサインや医師からの病状説明を受けることなどが可能になっています。

Q20 なりすまし等の悪用をされませんか？

A 宣誓時には、宣誓書、住民票の写し、独身証明書等の書類を提出いただいたうえで、宣誓者以外の方とのパートナーシップがないことなどを書面で確認します。また運転免許証などの提示を受け本人確認を行うことで、なりすまし等の悪用を防止します。

なお、事実と異なることが判明した場合は、宣誓証明書を返還していただきます。

参考資料(1) 三浦市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、性別その他にかかわらず誰もがその人権を尊重され、多様性を認め合える平等な社会の実現を目指すため、パートナーシップにある二者がその自由な意思により行うパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行い、又は行うことを約した二者の関係をいう。

(2) 宣誓 パートナーシップにある二者が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年であること。

(2) 双方が市内に住所を有し、又は一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定していること。

(3) 配偶者がいないこと及び宣誓をしようとする相手以外の者とのパートナーシップがないこと。

(4) 宣誓をしようとする者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと（当該二者が養子縁組をしている場合を除く。）。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。この場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるときは、当該一方の者又は市職員に、これを代筆させることができるものとする。

(1) 住民票の写し（本市への転入を予定している場合にあつては、その事実が確認できる書類）

(2) 独身証明書その他これに類する書類

2 市長は、前項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明証等であつて、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

3 宣誓をしようとする者は、宣誓する日時等について事前に市と調整するものとし、宣誓書の受理は、市長が指定した場所において行うものとする。

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和等で市長が特に理由があると認めるときは、宣誓書において通称名を使用することができる。

(証明書の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が第3条に掲げる要件を満たしていると認めるときは、三浦市パートナーシップ宣誓証明書(第2号様式。以下「証明書」という。)に宣誓書の写しを添付し、当該宣誓をした者に交付するものとする。

(証明書の再交付)

第7条 前条の規定により証明書の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、当該証明書を紛失し、毀損し、汚損し、又は氏名その他宣誓時に提出した書類の記載事項に変更があったときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書(第3号様式)により、証明書の再交付を申請することができる。この場合において、氏名その他宣誓時に提出した書類の記載事項に変更があった宣誓者は、変更後の事項を確認できる書類を市長に提出し、又は提示するものとする。

2 市長は、パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書の提出を受けたときは、第4条第1項の規定により提出された宣誓書が保存されている場合に限り、証明書を再交付するものとする。

(証明書の返還)

第8条 宣誓者は、次のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓証明書返還届出書(第4号様式)に証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 宣誓者双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき(特別な事情により双方の意思によることができないと市長が認めるときを含む。)

(2) 宣誓者の一方又は双方が市外に転出したとき(一時的な場合及び次条の規定により転出先の自治体において用いる場合を除く。)

(3) 第3条第3号に該当しなくなったとき。

(自治体間での相互利用)

第9条 宣誓者は、本市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定(以下「協定」という。)を締結している自治体へ転出する場合において、パートナーシップ宣誓証明書継続使用届出書(第5号様式)を市長に提出したときは、継続して本市が交付した証明書を使用することができる。

2 本市と協定を締結している自治体から本市へ転入した者は、当該自治体が交付した証明書(当該自治体で継続して使用する手続がされたものに限る。)を、本市において継続して使用することができる。

3 前項の規定により継続して証明書を使用している者が、前条各号のいずれかに該当したときは、前条の規定により返還の届出をするものとする。

4 第2項の規定により継続して使用している証明書の再交付については、第7条の規定を準用する。

(補則)


第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行その他パートナーシップの宣誓の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年1月1日から施行する。

第2号様式（第6条関係）

（表）

<p>三浦市パートナーシップ宣誓証明書</p> <p>三浦市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。</p> <p style="text-align: center;">様  様</p> <p>第 号 年 月 日 三浦市長 印</p>	
---	--

（裏）

<p>三浦市は、誰もが人権を尊重され、多様性を認め合える平等な社会の実現を目指しています。</p> <p>この証明書は、法律上の効果を生ずるものではありませんが、個人の意思を尊重し、生命・自由及び幸福追求に対する権利を押し進め、不平等の解消を図るものです。</p> <p>この証明書の提示を受けた方は、趣旨を十分ご理解くださいますよう、お願いいたします。</p> <p><u>特記事項</u> _____</p>
--

(3) パートナーシップの宣誓にあたっての確認書

パートナーシップの宣誓にあたっての確認書

私たちは「三浦市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づく「パートナーシップの宣誓」を行うにあたり、以下の内容を確認したうえで、宣誓を行います。

また、以下の内容が事実と異なることが判明した場合には、宣誓証明書を市に返還いたします。

年 月 日

カガナ
氏名 _____

カガナ
氏名 _____

(通称) _____

(通称) _____

要綱の規定	確認事項(該当事項に☑してください)	
第3条第1号	2人とも、成年に達している。	<input type="checkbox"/>
第3条第2号 (①②どちらかに 該当すること)	①2人とも、市内に住所を有している。	<input type="checkbox"/>
	②1人が市内に住所を有していて、もう1人も市内への転入を予定している。 (転入予定日: 年 月 日)	<input type="checkbox"/>
第3条第3号	2人とも、配偶者がいないこと及び共に宣誓を行おうとしている者以外とのパートナーシップがないこと。	<input type="checkbox"/>
第3条第4号	2人が近親者(直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう)でないこと。(養子縁組をしている場合を除く。)	<input type="checkbox"/>
その他	利用できる行政サービスの担当課へ宣誓書の情報が提供されることに同意する。	<input type="checkbox"/>
その他	宣誓証明書を返還した場合、利用できる行政サービスの担当課へその情報が提供されることに同意する。	<input type="checkbox"/>
その他	継続使用届出書を提出した場合、協定締結自治体へ継続使用届出書及び宣誓時に提出した書類が提供されることに同意する。	<input type="checkbox"/>

※転入予定の場合は、転入が完了したら、転入後に発行された住民票の写し等を担当課へ提出願います。

※上記の内容が事実と異なることが判明した場合には、宣誓を行ったことで利用できる行政サービスの使用を停止させていただきます。

三浦市パートナーシップ宣誓制度ガイドブック（第2版）

令和2年12月10日発行

令和4年6月21日改訂

問合せ先 三浦市市民部市民サービス課

TEL 046-882-1111 内線319

FAX 046-882-2836

E-mail shiminkyodo0302@city.miura.kanagawa.jp